

平成 29 年度
静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

静 岡 県

静岡県土地利用基本計画の変更について（案）

静岡県土地利用基本計画（昭和50年4月策定）のうち、土地利用基本計画図の一部を次のとおり変更する。

（1）総括表

区 分	現 行 計 画 面 積		変 更 面 積			変 更 後 の 計 画 面 積	
			拡 大	縮 小	差 引		
	ha	%	ha	ha	ha	ha	%
都 市 地 域	348,934	44.9			0	348,934	44.9
農 業 地 域	447,484	57.5		40	△40	447,444	57.5
森 林 地 域	491,224	63.2			0	491,224	63.2
自然公園地域	84,042	10.8			0	84,042	10.8
自然保全地域	6,301	0.8			0	6,301	0.8
五地域区分計	1,377,985	177.2		40	△40	1,377,945	177.2
白 地 地 域	10,434	1.3				10,434	1.3
県 土 面 積	777,743	100.0				777,743	100.0

（注）1 県土面積は、平成28年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

2 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

(2) 変更地域別概要

整理 番号	変更地域名	関係市町	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要 旨)
			拡 大	縮 小	
1	農業地域の縮小	静岡市	—	40	工業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため
合計 (1件)			—	40	

平成29年度変更内容説明資料

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)				変更部分の地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況		
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目				面積	
					名称	面積	名称	面積							
1	静岡市農業地域(縮小)	静岡市駿河区恩田原・片山		40	都	40	調整	40		農用地 20 宅地 3 道路 8 水面等 5 その他 4	既存の市街化区域に囲まれた一部の地域で、土地区画整理事業により工業系の造成が行われる予定であり、これにより市街化区域を拡大することから、総合的な農業の振興を図る必要がないため。(工業系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る)	・静岡都市計画用途地域の変更(平成29年12月上旬予定) ・静岡農業振興地域の変更(平成29年12月上旬予定)	・関東農政局 区域区分変更事前調整了承済(平成28年3月30日) ・中部地方整備局へ事前協議申請済(平成29年6月7日)		

【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:○○都市地域)を記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積は、少数第1位を四捨五入した、ha単位で記載する。(現段階においては、概算値でも結構です)
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称を記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。(国土利用計画の定義に基づき区分)
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、他用途転用により森林地域が縮小される場合には、その土地の利用形態を記載する。
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」には、個別規制法に基づく地域・区分の変更、指定及び廃止の区分並びにその予定時期を記載する。